5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

(1)	пл	課稅状況 区 分								相	続	人	の	1	数		金	額						
取		得	手		Į	は		產	Ē		価			額	外					2.	人 - ,749	外	195.9	千円 - 927,989
相	続	時	_				 税		—— i 月] 月		産	価	額							106			583,489
 債			矜				控			β:	—— 余			額						1,	,514			335,060
暦	年	討	果	税		 分	贈	브	<u> </u>	財	産		西	額							332		1,3	337,592
課				∓	—— 兑				ſī					格	実					2	,767		186,5	514,010
					算			出			税			額						2	,740		25,9	949,256
相	続	秄	į	額	2		割	J	į	jΩ		算		額							222		2	204,753
									ĺ	it					実					2	,740		26,	154,009
					暦	年	Ė	果	税	分	Ħ	= -	与	税							128		,	101,741
					配				ſ	禺				者							463		7,	172,549
					未			成			年			者							24			6,180
税	額	招	Ē	除	障				9	害				者							66			89,573
					相			次			相			続							98		4	411,661
					外			玉			税			額							-			-
									į	it					実						738		7,7	781,704
差				-	31				和	ž				額	実					2	,388		18,3	372,306
相	続日	诗》	情	算	課	税	分	贈	与	税	額	控	除	額							23			105,017
小														計						2	,383		18,2	267,289
農	t	也		等		納		税		猶		予		額							1			4,589
株	ī	式		等		納		税		猶		予		額							5			44,766
申	告糹	納:	税		納			付			税			額	実					2	,382		18,2	251,380
				,	還			付			税			額	実						18			33,447
災	害》	成 1	免	法	第	4	条	に	ょ	る	免	除	税	額							-			-
遺	産		に	1	系	る	:	基	矷	楚	控	烧	余	額							954		76,	150,000

平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成23年10月31日までの申告(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。 調査対象等:

「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。 (注)

2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

(2)	誅柷状况	の累年比較								
年	分	i	果税価格	相続税額	税額控除	4	内付税額	j	置付税額	被相続人の数
_	71	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
		A	千円	千円	千円	A	千円	人	千円	人
平瓦	18 年 分	2,811	193,618,644	28,877,023	8,531,809	2,447	20,190,232	6	3,087	910
平瓦	19 年 分	2,619	189,358,380	29,566,575	9,165,704	2,271	20,099,393	4	7,354	888
平瓦	丸 20 年 分	2,757	191,569,638	27,733,796	8,760,616	2,403	18,668,731	7	8,721	942
平瓦	成 21 年 分	2,838	192,397,844	28,889,547	9,906,899	2,433	18,606,279	9	14,446	937
平瓦	1 22 年 分	2,767	186,514,010	26,154,009	7,781,704	2,382	18,251,380	18	33,447	954

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

(3)	まる 課 税 価 格										
税	務 著	名	相続人の数	金	額	相続人の数	金額	被相続人 の数			
			人		千円	人	千円	人			
札	幌	中	42		3,217,746	39	268,583	14			
札	幌	北	384		28,992,113	327	3,263,752	124			
札	幌	南	378		27,324,922	331	3,157,711	132			
札	幌	西	380		25,707,018	336	2,563,568	131			
札	幌	東	189		13,841,078	161	1,432,361	66			
函		館	210		11,485,029	182	704,086	69			
小		樽	72		4,866,309	63	472,552	27			
旭	Ш	中	68		5,181,789	62	475,429	26			
旭	Ш	東	123		6,990,998	106	662,470	43			
室		蘭	74		4,352,815	67	312,274	27			
釧		路	72		4,582,964	57	285,265	30			
帯		広	188		12,544,956	152	1,226,484	58			
北		見	69		5,578,098	58	754,930	23			
岩	見	沢	68		3,983,904	58	282,894	23			
網		走	55		3,481,716	44	363,549	22			
留		萌	20		1,037,414	17	66,531	6			
苫	小	牧	87		5,638,372	75	451,083	33			
稚		内	32		2,094,240	27	194,117	13			
紋		別	39		2,453,345	35	246,118	13			
名		寄	18		1,084,668	17	78,948	6			
根		室	35		1,974,420	32	137,950	13			
滝		Ш	44		2,554,671	35	188,160	16			
深		Ш	18		1,444,418	16	295,892	4			
富	良	野	5		294,797	4	13,668	3			
八		雲	11		687,386	6	23,963	5			
江		差	18		483,324	17	13,589	3			
倶	知	安	43		2,879,378	35	187,030	14			
余		市	-		-	-	-	-			
浦		河	13		902,060	12	92,133	5			
+	勝池	田	12		854,062	11	36,292	5			
1	合 計		2,767		186,514,010	2,382	18,251,380	954			

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

X	分		課	税	価 格			納(寸	税額	被相続人の数		
)J	相	続人の数		金 額		框	続人の数		金 額	TJX.	「日かじ人(リカス	
			人			千円		人		千円		人	
	申 告 額		2,767		186,336,	898		2,386		18,254,206		954	
	修正申告による増差額		44		143,	587		62		42,447		29	
本年分	更正による増差額		-			-		-		-		-	
4 4 7	更正等による減差額		24		33,	525		35		45,273		16	
	決 定 額		-			-		-		-		-	
	計	実	2,767		186,514,	010	実	2,382		18,251,380	実	954	
	申 告 額		109		4,405,	525		93		292,340		48	
	修正申告による増差額		693		9,584,	594		952		2,142,269		365	
過年分	更正による増差額		3		138,	926		4		22,849		1	
過千刀	更正等による減差額		130		1,883,	643		157		569,832		87	
	決 定 額		1		47,	640		1		8,958	8,958	1	
	計	実	924		12,293,	042	実	1,185		1,896,583	実	429	
	申 告 額		2,876		190,742,	423		2,479		18,546,546		1,002	
	修正申告による増差額		737		9,728,	181		1,014		2,184,715		394	
合 計	更正による増差額		3		138,	926		4		22,849		1	
	更正等による減差額		154		1,850,	118		192		615,105		103	
	決 定 額		1			47,	640		1	8,958			1
	計	実	3,691		198,807,	052	実	3,567		20,147,963	実	1,383	

調査対象等:

「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与によ り財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、 平成23年10月31日までの申告(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により 申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。)又は処理(更正、決定等)による課 税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成 23年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈に より財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理(更正、 決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注)
- 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。 2 増(減)差額の区分は差引税額(納税猶予前)の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

(3)	/JH JT	小ルマノイ	7(7)								
X		分	過少申告	加算税	無申告	加算税	重加算税				
		ח	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額			
			人	千円	人	千円	人	千円			
本	年	分	4	64	18	3,230	-	-			
過	年	分	628	130,321	77	22,066	82	287,105			
合		計	632	130,385	95	25,296	82	287,105			

調査対象等:「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

<u>(1)</u> 人貝、	課税1個格及び税	识								
課税	価格階級	被相続人の数	課	税	価	格	左の 相続時精算課税 適 田 財 産 価 額	う ち 暦 年 課 税 分 贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
		人				千円	10 円 別 圧 岡 照	11 一	千円	人
1	億 円 以 下	235		19	, 447 ,	616	668,395	148,330	314,153	514
1	億 円 超	460		65	, 184 ,	328	923,717	390,983	2,860,207	1,427
2	"	129		31,	,012,	611	314,505	251,034	2,747,388	436
3	"	79		29	, 978 ,	131	371,091	280,808	4,051,247	277
5	"	26		15,	, 238 ,	705	235,000	76,440	2,382,892	100
7	"	16		13,	, 645 ,	119	61,650	153,072	2,619,965	50
10	"	9		11,	, 830 ,	388	-	21,927	3,278,354	41
20	"	-				-	-	-	-	-
30	"	-				-	-	-	-	-
50	"	-				-	-	-	-	-
70	"	-				-	-	-	-	-
100	"	-				-	-	-	-	-
台	計	954		186	, 336 ,	898	2,574,357	1,322,592	18,254,206	2,845

調査対象等: 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者 (同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成23年10月31日までに提 出された「申告書(修正申告書を除く。)」(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法 律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。)に基づいて作成した。 (2) 法定相続人員別の被相続人数

(2)	141	上门	视八貝	別の彼阳新	こ 大女义										
課	税	価	格			•	法	定相続		別被	相続人	、数	•	•	
課 階	170	1	格 級	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	10人超 のもの
				のもの			のもの	のもの	のもの	のもの	のもの	のもの			
				人	人	人	人	人	人			人	人	人	\
1	億	円	以下	9	53	83	65	25	-	-	-	-	-	-	-
1	億	F	超	2	47	92	162	104	35	11	5	-	2	-	-
2		"		1	9	20	40	38	17	1	1	1	1	-	-
3		"		-	3	12	31	22	6	3	-	-	1	-	1
5		"		-	-	3	6	12	3	1	1	-	-	-	-
7		"		-	1	3	8	3	-	-	1	-	-	-	
10		"		-	1	1	1	2	2	-	1	-	-	1	-
20		"		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30		"		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50		"		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70		"		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100		"		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合	計		12	114	214	313	206	63	16	9	1	4	1	1

調査対象等: 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成23年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。)に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

IX THINUD (STANK)	び取得財産価額 財産等の種類	被	相	続	人	の	数	取	得	財	産	価	額
	田 (耕作権及び永小作権を含む。)						人 39					57	千円 4,655
	畑 (耕作権及び永小作権を含む。)	•					131					3,96	4,080
± -	宅地(借地権を含む。)	•					836				4	5,19	8,655
	山 林	•					121					23	8,146
地 -	その他の土地						232					1,99	7,778
	計	実					864				5	1,97	3,314
家 屋	、構築物						827				1	3,75	0,522
事業	機械器具、農耕具、じゅう器、備品						95					32	8,953
* (唐	商品、製品、半製品、原材料、農産物等						13					9	1,046
(農 業)							24					5	1,984
用 - 財 産	その他の財産						53					32	2,006
産	計	実					127					79	3,990
4	持定同族会社の株式及び出資						247					9,99	8,928
19 1	司上以外の株式及び出資						564					5,95	9,111
価 証 券	公 債 及 び 社 債						222					4,35	1,921
券	投 資 ・ 貸 付 信 託 受 益 証 券						260					5,80	7,016
	計	実					739				2	6,11	6,976
現 金	、 預 貯 金 等						944				7	2,09	2,538
家庭	用 財 産						597					43	9,981
	生命保険金等						288				1	0,71	6,140
0)	退職 金及 び 功 労 金 等						96					3,89	1,645
他 の 	立 木						44					4	8,519
の 財 産	そ の 他						812				1	5,95	1,221
	計	実					851				3	0,60	7,525
合	計	実					947				19	5,77	4,846
相続時精							78					2,57	4,357
債	務	,					819				1	1,29	1,183
葬	式 費 用						892					2,04	3,714
	計	実					925				1	3,33	4,897
差引	純 資 産 価 額	実					950				18	5,01	4,306
加算贈与財產	音価額 / 暦年課税分贈与財産価額	,					170					1,32	2,592
課	税 価 格	実					954				18	6,33	6,898

調査対象等: 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産 を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、 平成23年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」(東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出さ れた申告書を含む。)に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。